

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループが継続して企業価値を高めていくために、コンプライアンスやリスクマネジメントが確実に実行されるよう、事業活動を律する枠組みを整備(コーポレート・ガバナンス)しなければならないと考えております。

様々な関係者が色々な方法で相互監視するための仕組みとして、業務執行部門内の監視体制(狭義の内部統制)と社外のステークホルダーが監視する体制(広義の内部統制)を整備し、経営の健全化・効率化を追求して参ります。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を目指し、2007年5月に定款を変更し、その任期を2年から1年に短縮しました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伏島 靖豊	920,700	10.01
(株)エフ・アイ・エル	824,000	8.96
日本マスタートラスト信託銀行(株)	737,300	8.01
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	573,400	6.23
(株)三菱東京UFJ銀行	430,600	4.68
(株)三井住友銀行	372,000	4.04
(株)大川原製作所	336,800	3.66
フロイント従業員持株会	258,140	2.81
(株)静岡銀行(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行)	184,000	2.00
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行)	180,000	1.96

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
真鍋朝彦	公認会計士								△			
中竹竜二	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
真鍋朝彦	○	当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であります。	公認会計士の資格を有しており、かつ当社事業に関する知見を有し、経営全般に優れた見識を兼ね備えておりますことから、経営監督能力を十分に発揮できると判断し、社外取締役として選任いたしました。
中竹竜二	○	——	経営全般に優れた見識を兼ね備えており、経営監督能力を十分に発揮できると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、株主総会で選任された監査役3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)が監査役会で討議し、承認された監査方針及び計画に基づいて、取締役会、経営会議の他、各種重要会議にも積極的に出席、代表取締役との定例会合を開催し、取締役の職務執行について監査しております。

監査役は、会計監査人と四半期ごとに定期会合を持ち、会計監査の結果及び取締役の行為の適法性について確認しております。

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室が当社規程に基づき内部監査を実施しております。また必要に応じ監査役及び会計監査人と連携を図り、監査の実効性を高めることに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯嶋 一司	他の会社の出身者													
新里 智弘	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
飯嶋 一司	○	――	公的機関の出身者であり、税理士資格を有していることから、財務及び会計に関する相当の知見を有しており、当社の社外監査役に適任であると判断した。
新里 智弘	○	当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であります。	長年にわたり公認会計士として活躍され、財務及び会計に関する相当の知見を有していることから、当社の社外監査役に適任であると判断した。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、次のとおり、「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

- (1)当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人(以下「業務執行者」という。)ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと。
(2)その就任の前10年以内のいずれかの時に於いて当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行者であったことがあるものを除く。)に於いては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと。
- (1)当社若しくはその主要会社(注1)を主要な取引先(注2)とする者又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
(2)当社若しくはその主要会社の主要な取引先又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
- コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産を得ているものではなく、当社を主要な取引先(注3)とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと。
- 当社若しくはその子会社の取締役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断するものの配偶者又は二親等内の親族ではないこと。
- 当社の現在の主要株主(注4)又はその業務執行者ではないこと。
- 当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと。

(注1)主要会社
(FREUND-VECTOR CORPORATION、フロイント・ターボ株式会社)
(注2)年間連結売上高の2%以上を基準に判定
(注3)年間売上高の2%以上を基準に判定
(注4)総議決権の10%以上を保有する株主

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業務との関連性が低く、年功的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止しました。今後は、取締役の業績向上に向けた貢献意欲を一層高めるための報酬制度を検討したいと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度を定めております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議に基づき、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定いたします。

第52期(2016年2月期)取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 147百万円

監査役 5名 15百万円

上記のうち社外取締役2名、社外監査役3名の報酬等の合計額は13百万円です。

使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む) 3名 19百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、内部監査室及び管理統轄部門との連携を図っており、取締役会資料は事前に配布され、必要な場合は事前に説明がある。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役会は代表取締役社長が招集し毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、代表取締役社長が議長となって業務執行上の重要課題や法令で定められた重要事項等を決議しております。
2. 取締役の任期は、事業年度における責任を明確にするため1年としており、経営の機動性を図っております。
3. 経営会議は月1回開催し、代表取締役社長を議長とし主要な取締役及び事業本部長等がメンバーとなり、監査役1名がオブザーバーとして出席し、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・決議・管理しております。
4. 監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されています。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針・計画等に従い、取締役会やその他の重要な会議への出席、重要な決済書類等の閲覧、社内各部の監査等により、取締役の職務の執行、内部統制等について厳正な監査を行っております。
5. 報酬決定等については取締役会において審議を行い慎重に決定しております。
6. 当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査を受けております。
7. 第52期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 神山 宗武

指定有限責任社員 業務執行社員 毛利 篤雄

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 3名

その他 13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、価値ある企業として信頼を得るために、株主・投資家などのステークホルダーとの関係を深め、コーポレート・ガバナンス体制を強化・充実することを重要な経営課題の一つと位置づけております。

迅速な経営の意思決定、業務遂行の監視・監督、コンプライアンスの徹底、適切な開示情報体制の構築など、経営の透明性の確保と効率化のために経営体制及び内部統制システムを整備しており、企業価値の最大化に資するものと考え、この体制としております。

当社は社外取締役を2名選任しております。独立した立場で当社の経営に対する適切な意見・助言を行い、監督機能を強化しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第52期(2016年2月期)において、当社社長及びコーポレート・コミュニケーション部長による個人投資家説明会17回を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第52期(2016年2月期)において、当社社長及びコーポレート・コミュニケーション部長によるアナリスト・機関投資家向け説明会を第2四半期ごと(第2四半期、通期)に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家との個別ミーティングを実施(テレホンコンフェレンス含む)しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「統合報告」「株主通信」「決算短信」「決算説明会資料」「FACT BOOK」「FACT SHEET」(各資料 日・英版)を掲載しております。 URL 日本語版 http://www.freund.co.jp/ir/ 英語版 http://www.freund.co.jp/english/	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役を広報・IR担当役員に任命し、社長直轄の組織としてコーポレート・コミュニケーション部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「創造力で未来を拓く」を社是とする当社グループは、研究開発型企業として、製剤技術を基盤に開発した製剤機械、医薬品添加剤を医薬品・食品メーカーに提供することで、人々の健康、食の安全・安心の向上に貢献しております。当社グループと利害関係のある全てのステークホルダーとの関係において、法令遵守や法に則ったガバナンス体制の構築、強化を着実に進めつつ、「フロイントグループ企業行動規範」を制定し、経営陣から従業員にいたるまで、当社グループを構成するすべての者が、当社の社会的存在意義を認識し、倫理観ある行動に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家に対し財務内容や事業活動状況等の会社情報を適時・適切に開示し、正確な理解が得られるように努めております。また、開示内容については当社ホームページにも掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○内部統制システムの基本方針

- ・当社は、2006年5月25日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し決議・制定しております。
- ・当社は、2016年2月25日開催の取締役会において同基本方針の一部改定を決議しております。改定後の内部統制システムの整備に関する基本方針は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこと、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。
- ・グループ各社のトップをはじめとする経営陣は、フロイントグループ企業行動規範を率先垂範し、周知徹底を図りつつ社内体制を整備する。
- ・代表取締役は、管理統括部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し(コンプライアンス担当役員)、当該役員のもと管理統括部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行う
- ・重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し、何らかの事情で通常の職制ラインでは報告出来ない場合、コンプライアンス担当役員或いは顧問弁護士へ報告する。通報者の希望により匿名性を守秘するとともに、通報者に不利益な取り扱いがないことを保証する。
- ・コンプライアンス担当役員は、報告された事実の調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める適切な対策を決定する。
- ・代表取締役が直轄する内部監査室は、コンプライアンスに関わる社内体制や、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに、社内規程に従い、適切に保存し管理する。
- ・また、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「情報セキュリティポリシー」に従い、管理する。

(2)情報の閲覧

- ・取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することが出来る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため管理統括部門長を危機管理責任者に任命し、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的に管理する。
- ・各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役の諮問機関として本部長会議・経営会議を設置し、経営方針や経営計画その他職務執行に関する重要事項を検討する。
- ・取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に推進するため、必要に応じて各種委員会を設置する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役、使用人の職務の執行に係る事項の会社への報告体制

- ・子会社の経営の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と経営に影響を及ぼす重要事項については迅速な報告、或いは事前に協議する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理については、当該子会社を担当する取締役が子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(3)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保する体制

- ・子会社における経営上の重要事項については当社取締役会で協議し、承認する。業務運営面においては、当社とグループ会社間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の管理統括部門、関係本部、内部監査室が連携し、十分な意見交換と対策の検討を行う。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- ・当社は子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「フロイント産業 企業理念と行動指針」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
- ・当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用を含め、子会社の取締役の職務執行を監視する体制を構築させる。
- ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した内部通報制度を利用する体制を構築させる。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は取締役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。使用人の人数、人などについても、監査役は取締役と協議する。

(2)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査役または監査役会に帰属し、その旨を当社役員および従業員に周知徹底する。

(3)監査役の使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人に対する人事考課及び人事異動は、監査役と取締役が協議のうえ決定する。

(4)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要な会議において、監査役に定期的報告を行うほか、随時その担当する業務の執行状況を遅滞なく報告を行う。
- ・監査役が当社グループの業務及び財産を調査する場合は、代表取締役及び業務執行を担当する取締役および従業員は、的確かつ速やかに対応する。

- ・下記のような緊急事態が発生した場合、代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、可及的速やかに監査役に対し報告する。

1 当社或いはグループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

2 当社或いはグループの業績に大きな悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

(5)子会社の取締役・監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。
- ・子会社の役員および従業員は、法令などの違反行為など、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに子会社を管理する部門へ報告を行うか、当社の内部通報制度を利用し通報する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえ

で、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

(6)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(7)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役がその職務執行について、当社に対し費用の前払いを請求したときは、担当部門において審議のうえ、当該費用に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)内部監査室と監査役との連携等

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換するなど、密接な情報交換及び連携を図る。

また、監査役及び内部監査室は、会計監査人とも連携、且つ相互に牽制を図るものとする。

(2)外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することが出来る。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて、内部統制委員会の方針に基づき評価、改善及び文書化を行い、取締役会は、これらの活動を定期的に確認する。

内部統制システムの整備状況

1. 2007年5月、上記の基本方針に基づき、「フロイントグループ企業行動規範」を定め、グループ各社のトップをはじめとする経営陣は、同規範を率先垂範し、周知徹底を図るとともに、社内外の声を常時把握し、社内体制を整備することを表明。

2. 代表取締役は、管理統括部門担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し(コンプライアンス担当役員)、当該役員のもと管理統括部門がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

3. 「フロイントグループ企業行動規範」制定の機会を捉え、役職員が重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見し、何らかの事情で通常の職制では報告出来ない場合、コンプライアンス担当役員或いは顧問弁護士へ報告する『内部通報制度』を導入。

通報者の希望により匿名性を守秘するとともに、通報者に不利益な取り扱いがないことを保証している。

4. 企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処するため管理統括部門担当取締役を危機管理責任者に任命し、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的に管理している。

5. 情報資産を種々の脅威から適切に保護することを目的として「情報セキュリティポリシー」を制定。管理統括部門長をシステム総括管理者に任命し、役職員の職務の執行に係る情報の保有及び管理に関する体制を整備している。

6. 監査役・内部監査室は連携して内部統制システム構築に向けた取り組み状況を監査法人への定期的な意見交換の場を利用して報告している。

7. 海外子会社を含むグループとしての内部監査の在り方を検討し、有効かつ適切な監査環境を構築しなければならないと考えている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、断固として対決することを基本方針とし、これを「フロイントグループ企業行動規範」に定めている。

2. 管理統括部門を対応統括部署とし、警察や外部専門機関と常に連携し、不当要求事例等の情報収集に努め、反社会的勢力との一切の関係遮断を図る。

Vその他

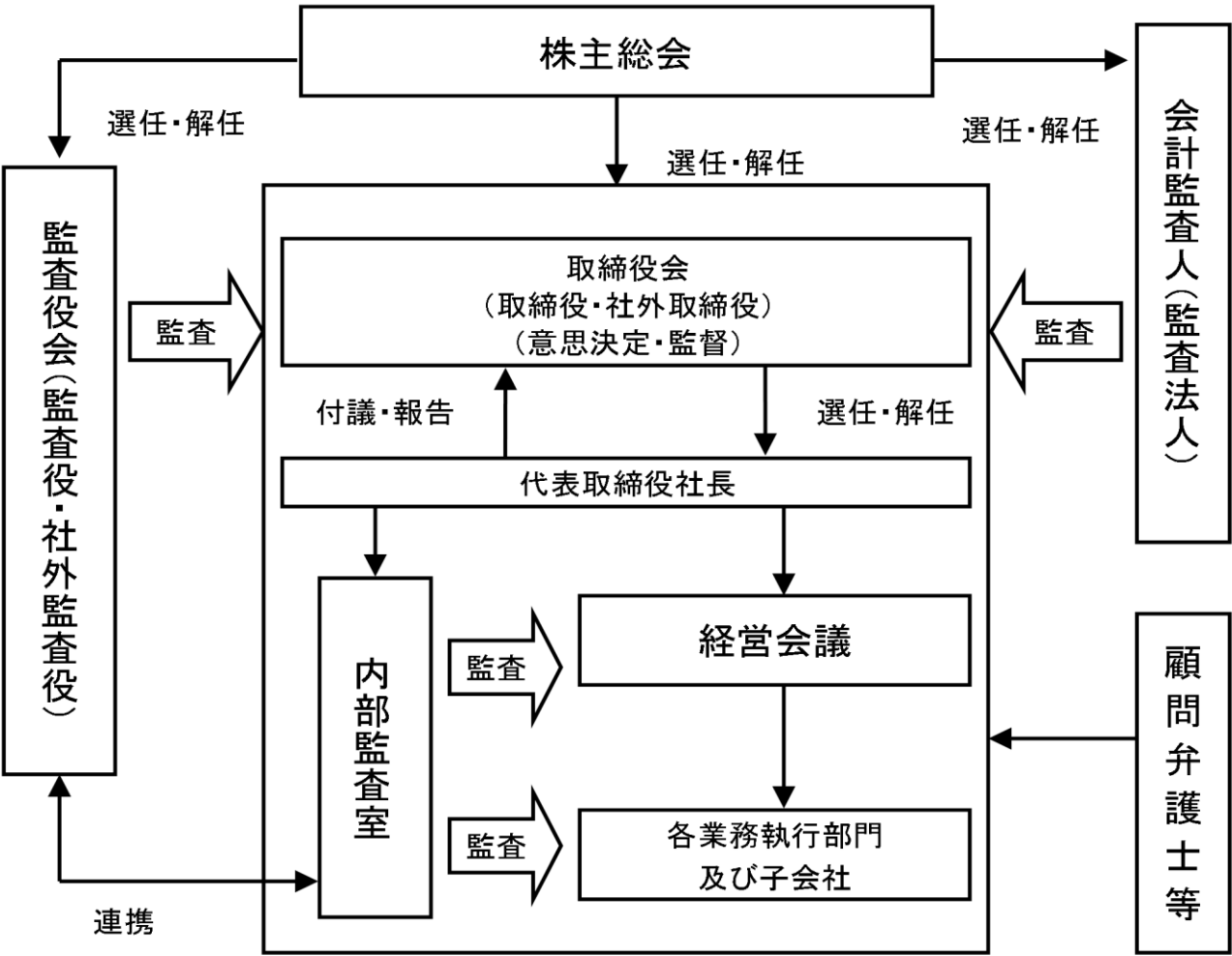
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

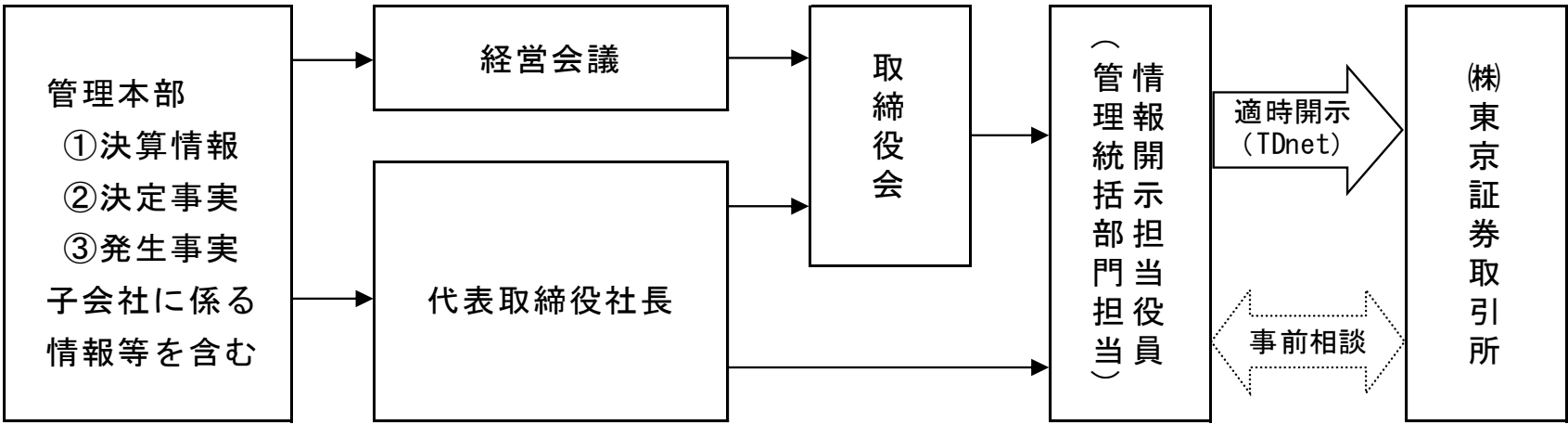
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



会社情報の適時開示の流れ



当社では適時開示に際しては、管理本部を窓口とし、以下の体制により対応しております。

- 1. 適時開示の担当部署
当社および当子会社に関し、適時開示の対象となる会社情報の集約・管理は、管理本部長が行います。
- 2. 適時開示の要否判定
集約された会社情報に関し、社内(代表取締役、取締役会、経営会議など)にて検討するとともに、必要に応じ(株)東京証券取引所との事前相談のうえ、開示の要否を判定します。
- 3. (株)東京証券取引所等への適時開示
情報開示担当役員は、①決算情報および②決定事実については代表取締役へ報告し、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。
③発生事実については代表取締役の指揮のもと、発生後遅滞なく適時開示を行います。